

住民異動届時の本人確認の実施についてのお願い

飯山市役所 市民環境課

近年、全国的に、第三者が本人になりすまして転出届や転入届を行い、本人の知らない間に住民票を移し、転入先の市町村で国民健康保険証や印鑑登録証などを取得するといった虚偽の届出事件が発生しています。当市では、このような事件の発生を抑止するために、次の届出をされる方について、身分証明書等の提示をお願いすることになりましたのでご理解とご協力をお願いします。

◆対象とする届出

転入届、転居届、転出届、世帯変更届

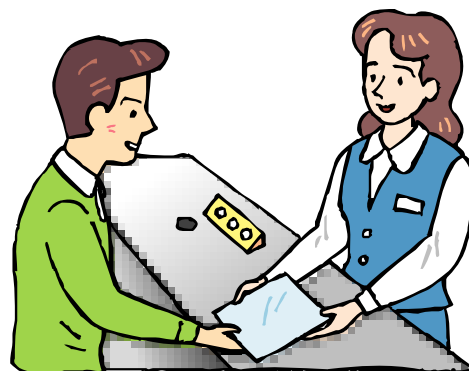
◆本人確認の対象者

来庁者（届出人・代理人・使者）

◆本人確認の方法

来庁者の身分証明書等を提示していただき、職員により確認を行います。

なお、本人確認ができなかった場合には届出人宛に受理された旨の通知書を郵送することもございますのであらかじめご了承ください。



◎身分証明書等とは

運転免許証、パスポート、住民基本台帳カードなど、顔写真が貼付された官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書（有効期間内のものに限る）

飯山市役所
市民環境課 市民係
Tel0269-62-3111
FAX0269-81-1021
内線 151, 156